

京都市訓令甲第 11 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

第4条第2項中「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に、「組織・人事担当局長」を「人事担当局長」に改める。

別表第1局長及び担当局長（文化市民局文化担当局長及びスポーツ担当局長，保健福祉局医務担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術・景観担当局長並びに建設局土木技術・防災減災担当局長を除く。）の項中「都市計画局土木技術担当局長」を「都市計画局都市政策担当局長，土木技術担当局長」に改め，同項第3号中「組織・人事担当局長」を「人事担当局長」に改め，同項第27号中「ただし」の右に「，物品の譲渡，交換及び寄託の決定及び契約にあつては」を加える。

別表第1局の庶務を担当する部長及び室長の項第1号中「組織・人事担当局長」を「人事担当局長」に改める。

別表第1担当部長並びにエネルギー政策部長，学校跡地活用促進部長，創生戦略・市民協働推進部長，京都創生推進部長，大学政策部長，政策企画調整部長及び地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長の項中「創生戦略・市民協働推進部長」を「SDGs・市民協働推進部長」に改める。

別表第1局の庶務を担当する課長（政策総務課長を含む。）の項第1号及び第3号中「組織・人事担当局長」を「人事担当局長」に改める。

別表第1担当課長及び課を置かない室に置く課長の項中第10号を第11号とし，第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 補佐職員の市内出張に係る旅費の支出決定に関する事。

別表第2環境企画部長の項第1号を削り，同項第2号を同項第1号とする。

別表第2ごみ減量推進課長の項を次のように改める。

循環型社会推進部長

(1) 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第55条による一般廃棄物処理手数料の減免に関する事。

別表第2適正処理施設部長の項第1号を次のように改める。

(1) 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第55条による一般廃棄物処理手

数料の減免に関すること。

別表第2 総務事務センター長の項第1号及び第2号、組織・人事担当局長の項並びに給与課長の項第2号中「組織・人事担当局長」を「人事担当局長」に改める。

別表第2 税制課長の項第2号中「及び自動車重量譲与税」を「自動車重量譲与税及び森林環境譲与税」に改め、同項第3号中「分離課税所得割交付金及び府民税所得割臨時交付金」を「及び分離課税所得割交付金」に改める。

別表第2 暮らし安全推進部長の項中「暮らし安全推進部長」を「共生社会推進室長」に改める。

別表第2 産業観光局長の項の次に次の1項を加える。

京の食文化・流通戦略監	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
-------------	----------------------------------

別表第2 農業振興整備課長の項中「農業振興整備課長」を「農林企画課長」に改める。

別表第2 保健福祉局長の項第7号中「支援金」を削る。

別表第2 障害保健福祉推進室長の項第2号中「及び難病の患者に対する医療等に関する法律」を削る。

別表第2 社会参加推進課長の項第4号中「支給」を「支給決定及び支出決定」に改め、同項第5号中「独立行政法人福祉医療機構」の右に「(以下「機構」という。)」を、「支出決定」の右に「及び機構からの保険金の収入決定」を加える。

別表第2 生活福祉部長の項第10号を同項第11号とし、同項第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金及び」を削り、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険法による納付金の支出決定に関すること。

別表第2 保険年金課長の項第1号中「係る療養費()」の右に「保健福祉局長が別に定める」を、「除く。)」の右に「支給決定及び」を加え、同項第2号中「保護費及び」を「保護費、」に改め、「支援給付」の右に「並びに京都市老人医療費支給条例、京都市重度心身障害者医療費支給条例、京都市ひとり親家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例による医療費」を加え、「損害賠償請求」を「損害賠償の請求」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、京都市ひとり親家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例によ

る医療費に係る損害賠償金の収入決定に関するものを除く。

別表第2 保険年金課長の項に次の1号を加える。

- (4) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第25条第1項に規定する年金生活者支援給付金に関するもの。

別表第2 介護ケア推進課長の項第1号中「損害賠償請求」を「損害賠償の請求」に改める。

別表第2 子ども若者未来部長の項に次の1号を加える。

- (7) 高校生等に対する学用品購入等助成金及び入学支度金の支出決定に関するもの。

別表第2 子ども家庭支援課長の項に次の1号を加える。

- (8) 高校生等に対する学用品購入等助成金及び入学支度金に係る返還金の収入決定に関するもの。

別表第2 都市計画局長の項の次に次の1項を加える。

都市計画局都市政策担当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関するもの。
---------------	----------------------------------

別表第2 都市計画局住宅政策担当局長の項中「都市計画局住宅政策担当局長」を「都市計画局住宅担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)